

中国の税収 —2019 年度税収状況分析から垣間見える真実の中国経済 及びその将来動向予測—

April 2020



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2020 年 2 月時点で、世界 91 ヶ国に業務を展開し、40,400 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

本稿では、中国の税目別税収構造を見ていき、2019 年度税収状況分析から垣間見える真実の中国経済及びその将来動向予測について解説する。

中国が発表する経済統計は、経済規模の大きさから生じる技術的困難等もあり、その正確性が時として議論されてきた。ただし、一国の税収にかかわる数値に関しては、それが各政府部門の予算や地方への交付金支出等と密接に結びついていることから考えて、現実の状況と異なる数値を公表することはあまりにも非現実的と考えざるを得ない。

従って、税収数値については、GDPのようにある面で政策的な色彩の濃い数値と比べて、信頼性の高い情報であるものといえるだろう。

さらに、税収と実態経済の間には一定の関係が成り立つと考えられることから（とりわけ経済の産みだす付加価値と一定の比例関係を有する増値税等）、中国の税収にかかわる数値を分析することにより、中国経済の実態を把握し、さらに、今後の中国の方向性について予想することにも一定の合理性が見出せるといえるだろう。

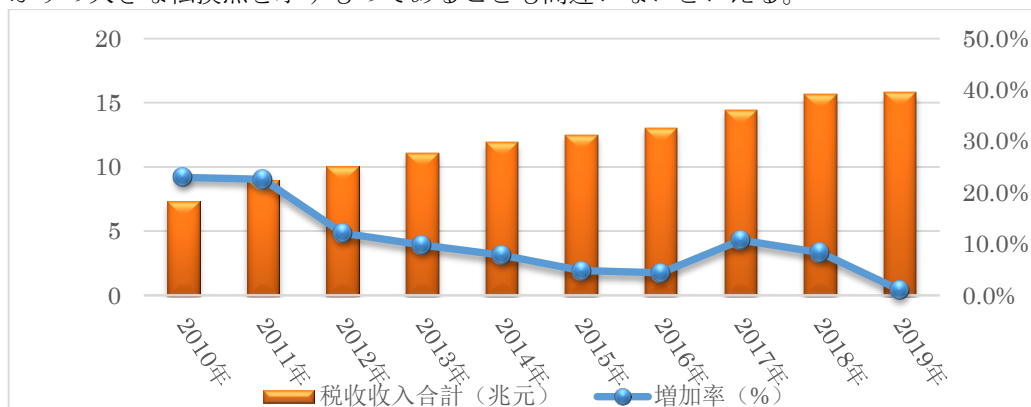
概要

2019年の中国税収は、約15.8兆元（約245兆円）となり、前年比では約1%の伸びを示している。

中国の税収は1990年代初頭より、アジア金融危機を迎えた1998年（10.6%）、リーマンショックが発生した2008年（9.6%）及び2009年（9.8%）を除き、毎年対前年比20%前後の水準で伸びを示していたが、2012年に入り伸び率が鈍化傾向が見えはじめ、2015年（4.8%）及び2016年（4.38%）には急速にその伸び率が低下し、その後2017年度に一度10%台の成長率に回復し、2018年（8.3%）に至っていた。

伸び率だけを見れば、2019年度の1.02%という数値は、中国が文化大革命という混迷の時期にあった1972年（1.41%）、1976年（1.21%）は以降初めての低水準であるといえる。

このことは中国が経済の安定及び国民生活の向上のために大幅な減税政策に踏み切った結果といえるが、50年ぶりの大きな転換点を示すものであることも間違いないといえる。



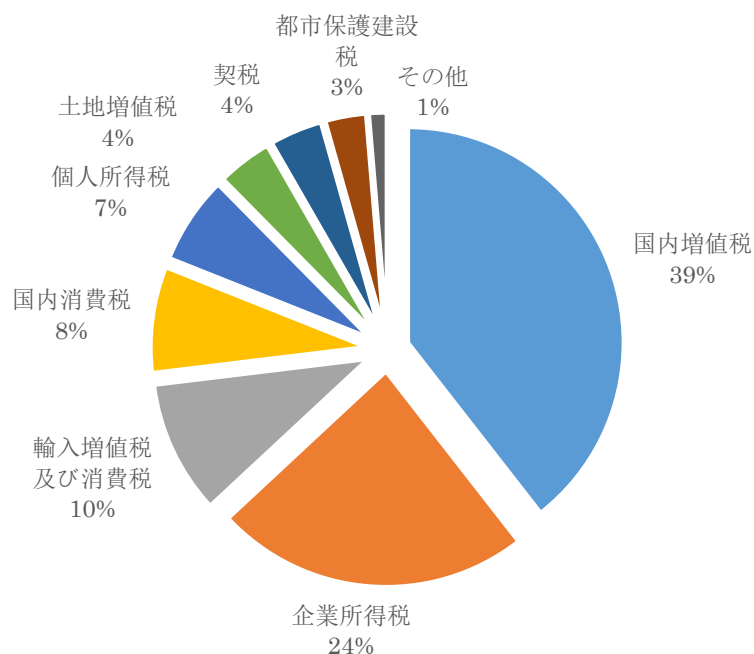
出典 中華人民共和国財政部

しかしながら、もちろん単純に税収の伸び率だけ見ることには問題もあり、税収規模は既に50年前と比較して約672倍となっており、1%の対前年比税収増加分だけをとってみても約1,600億元、日本円換算で約2兆円に相当する金額が、新たな税収として確保されたことになるのである。

このことは、日本において昨年10月から実施されている2%の消費税率引上げによる税収拡大効果が約4.6兆円と見込まれていることと比較しても、中国の経済規模の大きさ及びその拡大を実感できるといえる。

中国において2018年度に入って実施された減税は、このようなこれまでの安定的な税収の伸びを基礎として判断されたものといえ、税率低減による増値税収入の低下を経済活性化に伴う企業所得税及び個人所得税収入の増加により賄い、安定した税収の伸びと経済の活性化を同時に図ることが目的とされ、さらに中国が目標としている直間税収比率の改善にも貢献するものといわれてきた。

中国における税収構造

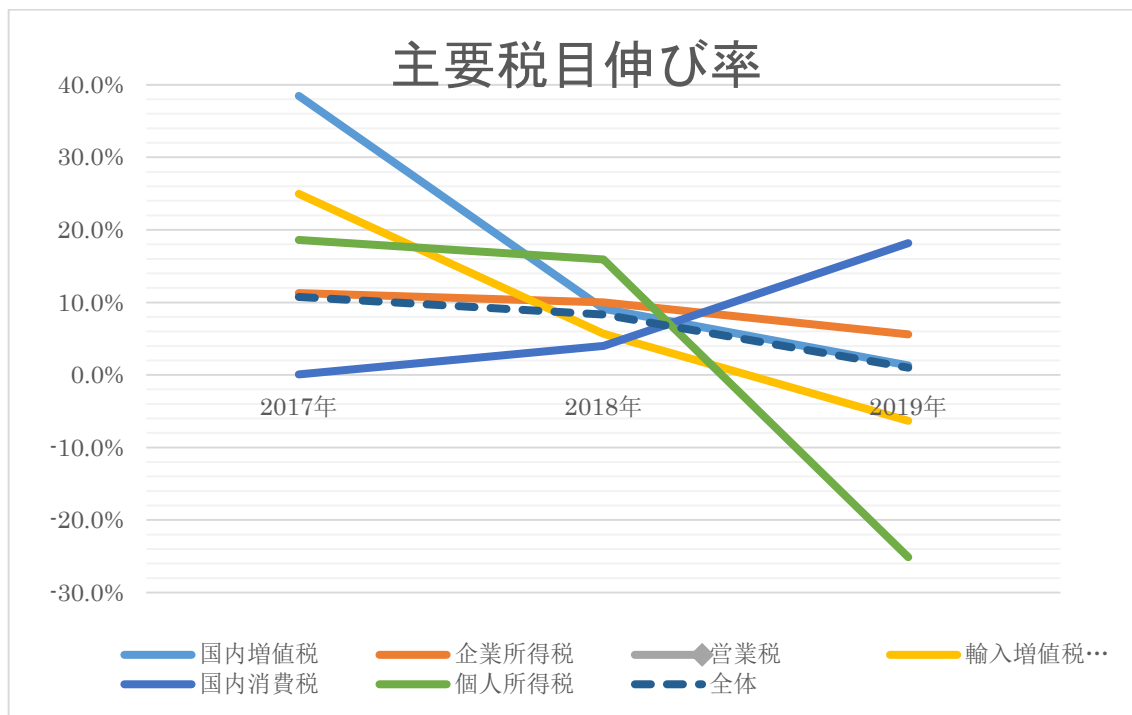


出典 中華人民共和國財政部

中国の税目別税収構造は上図のようになっている。中国においては、税収の順位は長く変わっていないが、営業税の増値税改革より、2017年にそれまで長くサービスに対して課税されてきた営業税が完全に増値税に組込まれ廃止された。

これにより2018年以降国内増値税の割合がさらに上昇し、国家財政収入における影響力をさらに増すこととなり、2019年度においては39%を占め、次いで、企業所得税、輸入増値税及び消費税、国内消費税、個人所得税と続くこととなる。

また、増値税については、既にインボイス方式による厳格な徴税管理方式が採用されていることから、既に安定した経済成長期に入った中国において、さらなる管理強化による大幅な税収増加を見込むことは難しいものといわれている。他方で、企業所得税や個人所得税等の所得に対する課税項目については、景気規模の拡大に基づく税収増加以外にも、管理の強化による伸びしろも大きいものといえ、今後、課税当局としては、これらの所得税収の増加に向けて力を入れていくものと予想されている。



2010年から2019年の主要税目毎の伸び率については上のグラフのようになり、2019年においては、国内消費税を除き、主要税目はほぼ横ばいか減少していることが見える。

また、前述の通り、営業税が国内増値税に統合されたことから、2015年以降営業税の伸びはなく、反対に2016年及び2017年において国内増値税の伸びが大きなものとなっている。また、2018年においては前年に営業税が増値税組入れが完了したこと及び同年5月以降の増値税税率の引下げにより、増値税の伸びは低下し、さらに個人所得税は大きく減少している。

2019年度の各税目の詳細については、次のようになっている。

①国内増値税

増値税収入は6兆2,346億円で、対前年比1.3%（前年9.1%、営業税の影響を含む）の伸びとなっており、増値税収入の税収全体に占める割合は39.5%（前年39.3%）となっている。

また、輸出税額還付額は1兆5,913億円で前年比10.21%の伸びとなっている。

②企業所得税

企業所得税収入は3兆7,300億円で、税収全体に占める割合は23.6%（前年22.6%）となっている。対前年比5.6%（前年10.0%）の増加で比較的安定した増加を示しているものの、その伸び率は前年を下回っている。

③輸入増値税及び消費税

輸入増値税及び消費税は1兆5,812億円で対前年比6.3%（前年5.7%）の減少となっており、税収全体に占める割合は10.0%（前年10.8%）となっている。

⑤国内消費税

国内消費税は1兆2,562億円で対前年同期比18.2%の増加（前年4.0%の増加）となっており、税収全体に占める割合は8.0%（前年6.8%）となっている。

⑥個人所得税

個人所得税は1兆388億円で対前年比25.1%（前年18.6%）の減少となっており、税収全体に占める割合は6.6%（前年8.9%）と縮小することとなった。主な収入源は給与所得にかかわる個人所得税であるものの、それ以外の財産譲渡所得にかかわる税収の伸びも大きく貢献しているものといえる。

2019年からはこれまで分離課税であった、給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、使用料所得を一括して総合所得とするとともに、全体で適用税率を計算することとなった。ここでは、基礎控除額の引上げ及び子女教育費、継続教育、高額医療費、住宅借入金利息、住宅家賃、高齢者扶養の控除項目が設けられ、これら減税効果により、税収が減少したものといえる。

また、2019年から施行されている電子商務法により、正式に課税されることとなった個人間のe-commerce取引にかかわる個人所得税については、大きな増収効果を及ぼすとははいかなかったものといえる。

⑦契税（不動産取得税）

契税は6,213億円で対前年同期比8.4%の伸び（前年16.7%の減少）となっており、税収全体に占める割合は3.9%（前年3.7%）となっている。

⑧関税

関税は2,889億円で対前年比1.4%の増加（前年5.0%の減少）となり、税収全体に占める割合は1.8%（前年1.8%）となっている。

⑨その他の税目

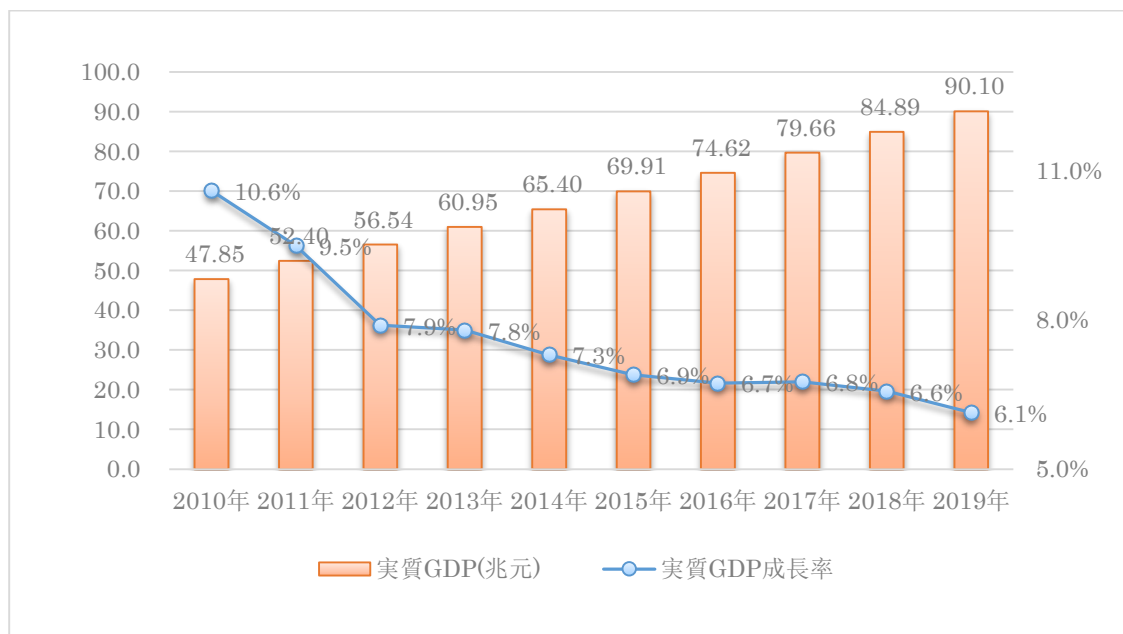
2019年において、土地増値税は6,465億円で、対前年比14.6%の伸び（前年14.9%の増加）となった。

証券取引印紙税については、1,299億円となり、対前年比25.8%の増加（前年約8.6%の減少）となった。

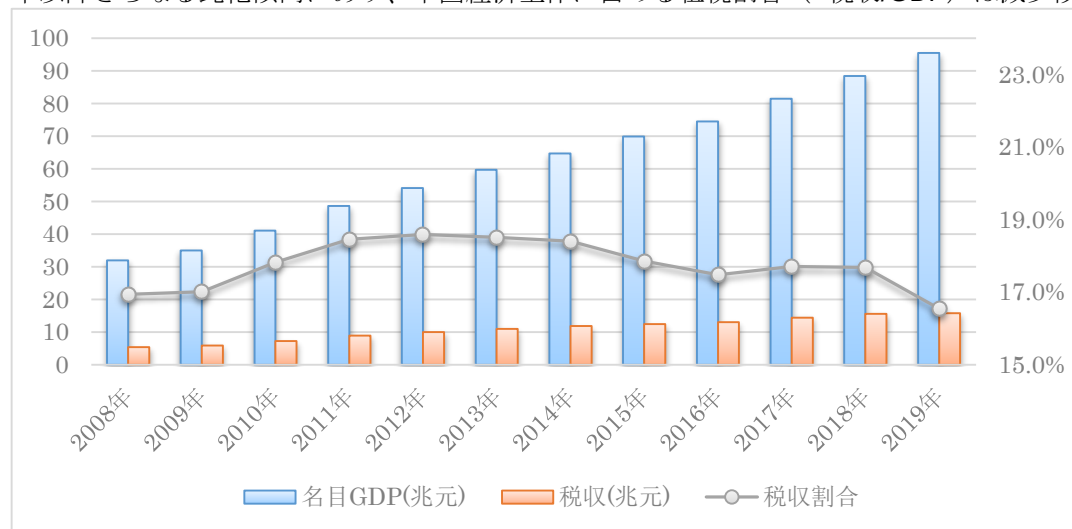
房産税は2,988億円で、対前年比3.4%の伸び、都市土地使用税は2,195億円で前年比8.1%の減少、耕地占用税は1,390億円で前年比5.4%の増加であった。

また、2018年以降においては、環境保護税が導入されたが、2019年は221億円となり対前年比46.4%の増加となった。

GDP との関連



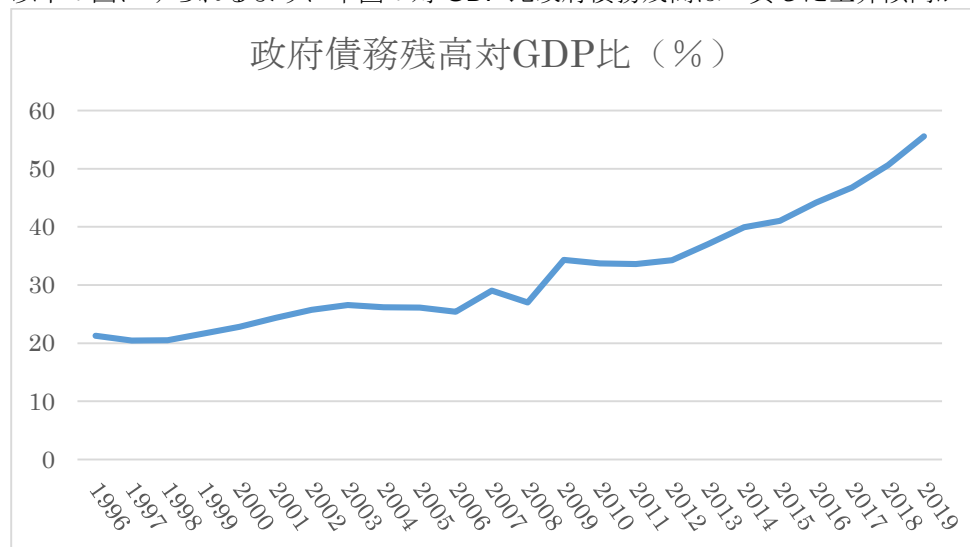
2011 年以降は GDP の伸びが一貫して 10% を下回る安定成長期にあるが、前述の通り、税収については 2012 年以降さらなる鈍化傾向にあり、中国経済全体に占める租税割合（=税収/GDP）は減少傾向にあるといえる。



さらに、中国は、税収以外にも、約 7.7 兆元に上る国有企業等の国有資本経営収入や、土地使用権譲渡等の地方財政収入を有している。

しかしながら、広大な国土のそれぞれの地域で大規模なインフラストラクチャー投資だけでなく、教育や社会保障等に代表される主要な財政支出項目は、経済の発展に伴いその伸びがさらに進むことが予想され、今後の財政運営はより一層難しくなると考えられる。

以下の図にみられるように中国の対 GDP 比政府債務残高は一貫した上昇傾向がみられる。



一方で、名目ベースで既に米国の半分の税収を有し、他の先進国と比べてまだまだ低い対 GDP 政府債務残高比率を保っている中国については、今後も国債発行等を通して、必要に応じた機動的な財政政策を維持しつつ、減税を含めた柔軟な税収政策を打ち出していくものと予想され、逆に、急速な財政緊縮政策がとられる可能性は少ないものとも考えられる。

今後の税制について

第 13 次 5 カ年計画（2016～2020 年）においては、以下のような税制の調整が示されていた。

①税目の調整

- ②取引税目、所得税目、財産税目バランスの調整
- ③中央税収、地方税収、中央地方共通税収バランスの調整

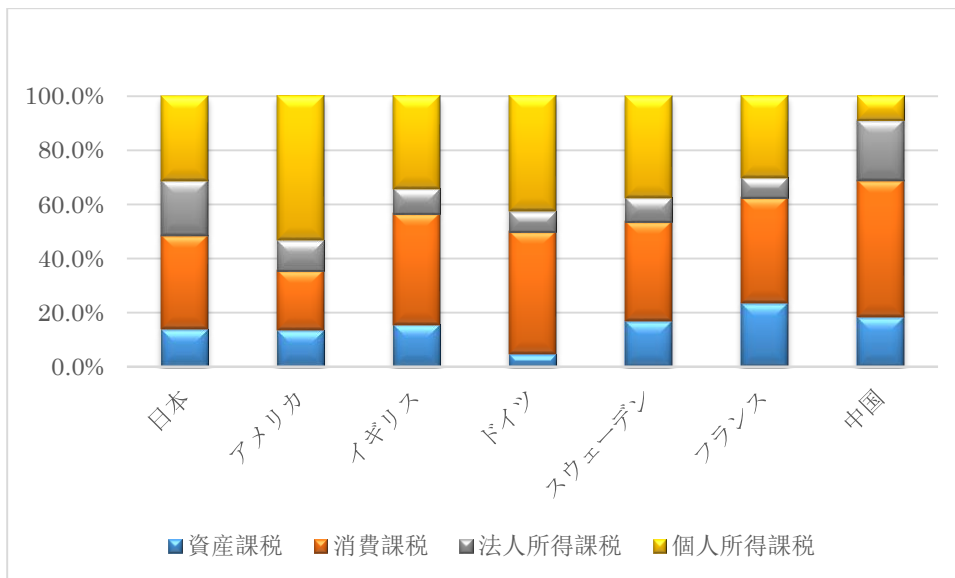
①税目の調整については、2016年度に営業税の増値税化改革が完了し、いわゆる物品サービス税（Goods and Services Tax）として統合されたことにより、税目の簡素化が完了している。また、これについては、地方税であった営業税が国税化（増値税）されたという意味では、③の中央地方税収バランスの調整の観点からも意義を有するものといえる。

また、2018年度以降 19 番目の税目となる環境保護税（地方税）の施行が開始されている。

第 13 次 5 ヶ年計画の期限である今年 1 年間で、相続税導入の必要性についての検討、社会保障費を社会保険税としてその徴収機関を税務機関への統合、不動産にかかわる既存の細分化された税制についての簡素化が行われることが予定されている。しかしながら、コロナウィルスの影響に伴いさまざまな税制面の対応が公表されており、5 ヶ年計画への対応はどうしても後回しになり、2020 年度中の完了は難しいものとも考えられる。

次に、②取引税目、所得税目、財産税目バランスの調整の観点からは、中国及び主要国におけるこれらの割合は以下の図のようになっている。

ここでは、近年アメリカを除く全ての主要国において消費税（VAT）を軸とした税収構成となっていることがわかる。また、ドイツを除く全ての国で資産課税収入が 10～20%前後の割合を占めているといえる。最も大きな税収構造の違いは中国における個人所得税収の少なさといえ、世界の 2 大経済といえる米国と中国においてかたや個人所得税、他方は消費税を主軸とし、それら以外の主要国がその中間的構造を取っているということは非常に興味深い。恐らく、今後、米国及び中国はよりバランスの取れた税収構造に向けて調整を図っていくものと考えられる。



中国国家税務総局が公表している 2019 年度予算によると、国家税務総局傘下には 4,421 の機構が属し、101.12 万人（在職人員 74.02 万人、退職人員 27.10 万人、国税系統と地税系統の統合により前年度比約 50 万人の増加）の職員をかかえる組織となっており、その予算総額は 1,368 億元（約 2 兆 1,000 億円）に上っていることが分かる。

従って、中国においては約 245 兆円の税金を徴収するため約 2.1 兆円（約 1%）のコストをかけているものといえる。一概に比較はできないものの、日本における税務部門（地方税部分を除く）の就業人員が約 5 万 6,000 人（対前年度比 50 人の増加）で、平成 29 年度の予算が 7,194 億円（対前年度比 130 億円の増加）であり、国税収入を日本税収全体の半分と仮定した場合には、その徴収には約 1.5%のコストをかけているということと比較して興味深いものといえる。

総括

現時点における中国の税収構造を見てきたが、**2019** 年は中国の税収政策において非常に大きな変化が見られた年といえる。すなわち、経済の先行きに対する不透明感が増す中で、**2018** 年に公表された 2 兆元規模の企業所得税減税及び社会保障費用負担低減が **2019** 年に反映された結果といえるものである。従って、減税をそのまま 2 兆元として、減税がなかった場合の税収の伸びを計算すると約 **13%** となり、近年も比較的高い水準の伸びがあったものともいえるかもしれない。

中国では、今後も大小さまざまなレベルの政策的税制調整が頻繁に行われていくものと予想され、さらに、**2020** 年についてはコロナウィルスに伴う税収への影響も予想され、それ以降の年度についてもその影響が継続する可能性も考えられる。

また、個人所得税に係る大きな税制改正初年度であり、税収面では大幅な減少があったもののほぼ全ての申告を携帯 APP 上で実施させるなどの執行管理面での手続きも完了し、今後は総合所得の範囲拡大、さらなる特別控除項目の策定等さまざまな税制改正についても機敏に実施されていくものと想像される。

今後は、いろいろな意味において、これ迄と少し異なる税制に変化していくことが予想されることから、継続的に中国税制の動向に注目する必要性があるものといえる。

以上

この記事はみずほ銀行の MIZUHO CHINA MONTHLY 2020 年 4 月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhsa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhsa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn